



メキシコにおける新型コロナウイルス感染症に関する非常事態宣言と保健省令 執筆者: 梅田 賢

※本ニュースレターは、2020年4月15日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

1. はじめに

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「コロナウイルス」といいます。)の感染は急速に拡大し、3月11日にはWTOがコロナウイルスに関してパンデミックの宣言を行い、米国では、3月13日、トランプ大統領が国家非常事態を宣言しました。日本でも、4月7日に7都府県を対象として緊急事態宣言が発出され、先行きが不透明な状況が続いています。

このように、世界各国でコロナウイルスの感染拡大を阻止するための方策が講じられており、現状、個人及び企業のいずれの活動も大きな制限がされています。そして、グローバルに拠点を有する日系企業は、各国の政策に応じて、日本のみならず、拠点を有する国毎に異なる対応を迫られています。

自動車産業を中心として多くの日系企業が進出しているメキシコでも、コロナウイルスの感染拡大を受けて自動車メーカーが工場の生産を一時停止する等、その事業へ多大な影響が生じています。

このような中、メキシコでは、3月30日、公衆衛生審議会がコロナウイルスの流行を「不可抗力による衛生上の非常事態」(*emergencia sanitaria por causa de fuerza mayor*)として、非常事態宣言を発出しました(以下「本非常事態宣言」といいます。)。また、翌3月31日には保健省令(以下「本保健省令」といいます。)が公布され、本非常事態宣言下において講じるべき措置が定められました。これにより、メキシコで事業を行い、また、工場等で多くの従業員を雇用する日系企業は大きな影響を受けることになります。そこで、本稿では、本保健省令の概要について紹介します。

2. 本保健省令の概要

(1) 概要

本保健省令は、コロナウイルスの感染拡大・緩和のため、公的機関・民間に対して以下の措置を義務づける内容となっていま

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

す。

1	必要不可欠ではない業務の停止	コロナウイルスの感染緩和等を目的として、2020年3月30日から4月30日までの間、必要不可欠ではない業務(<i>las actividades no esenciales</i>)を即時に停止
2	継続が可能となる必要不可欠な業務の範囲	事業運営が可能となる必要不可欠な業務として、概要、以下の事項が規定(日系企業にとっては、自動車及びその部品に関する事業が明記されているものではないことに留意が必要) ① 医療等の衛生上の非常事態に対処するために直接必要となる業務、及び、製薬業・ヘルスケア・感染性の廃棄物処理等の業務 ② 公共の安全・市民保護、国防、司法、立法等の業務 ③ 経済活動が機能するために必要不可欠なセクター、具体的には金融サービス、エネルギー・ガス・ガソリンの流通・販売、飲用水の流通、食品・ノンアルコール飲料の産業、スーパーマーケット、輸送サービス、その他、業務の停止がその後の事業継続に不可逆的な影響を与える可能性のある業務 ¹ ④ 政府の社会福祉プログラムに直接関連する業務 ⑤ 飲料水、電気・ガス・水道、石油・ガソリン・燃料、衛生設備、公共交通機関、病院、医療のインフラ等の製造・流通サービスを確保する重要なインフラの保持や修理に必要な業務
3	50名を超える会議・集会の禁止	上記2に該当し、その業務を継続することが可能であっても、①50名を超える会議・集会の禁止、②頻繁な手洗い、③咳・くしゃみをする際に鼻と口を覆う等のエチケット、④キス・ハグ・握手による挨拶をしないこと、⑤一定の距離を保つこと等が求められる
4	自宅等への滞在	3月30日から4月30日までの間、可能な限り自宅等へ滞在し、また、自主的に移動を控えることが求められる
5	高齢者等の取扱い	その業務が必要不可欠なものか否かにかかわらず、60歳を超える高齢者、産前産後の者、高血圧との診断を受けた者、糖尿病、心臓・肺疾患のある者等の疾病を持つ従業員については、自宅待機が求められる
6	その他	・ 国勢調査等については通知があるまで延期 ・ 4月30日以降、保健省は経済省・労働社会保障省と連携して、メキシコにおける労働・経済・社会活動を回復させるための指針を定める

(2) 連邦労働法との関係

連邦労働法上、①不可抗力(*la fuerza mayor*)(第427条第1項)、又は、②衛生上の緊急事態(*contingencia sanitaria*)(同条第7項)により雇用関係が一時的に停止する場合、雇用者は、従業員に対する給与の支払いに代わり、①の場合には調停・仲裁委員会が定める1か月分の賃金相当額内の金額を、②の場合には最低賃金の1か月分相当額(調停・仲裁委員会の同意も不要)を補償するものとされています。

この点、本非常事態宣言は、「不可抗力による衛生上の非常事態」(*la emergencia sanitaria por causa de fuerza mayor*)とされ、文理上、②の衛生上の緊急事態(*contingencia sanitaria*)には該当しないものと考えられ、他方で、4月6日に、労働社会保障省は、コロナウイルスに関するFAQを公表し、本非常事態宣言による雇用関係の停止が、①の不可抗力に該当することを前提とした記載をしています。しかし、①に該当する場合であっても、調停・仲裁委員会が停止をしている中で補償すべき金額を確定することは困難であり、具体的な対応方法は不透明なままです。

さらに、雇用関係の一時的な停止に該当するか否かについても、本保健省令の「必要不可欠な業務」の該当性を含め、雇用者の事情に応じて個別具体的な検討が必要となるものと考えられます。

したがって、雇用者は、従業員に対する給与又は補償の取扱いに関して、今後、政令・ガイダンス等によって明確化される可能性も視野に入れつつ、慎重に検討することが必要となります。

¹ その他、農業、漁業、畜産業、化学産業、クリーニング用品の製造、金物店、クーリエサービス、警備、デイケア及び保育園、老人ホーム、DV被害者女性及びその子供のための保護シェルター及びケアセンター、通信・メディア、民間のエマージェンシーサービス、葬儀・埋葬、倉庫、不可欠な供給品に関するコールドチェーン、ロジスティクス(航空、港湾、及び鉄道)が列挙されています。

3. おわりに

以上のとおり、多くの企業がコロナウイルスの影響により事業の停止・縮小を迫られている中で、本非常事態宣言及び本保健省令の発出に伴い、メキシコの企業にとって一定の指針が出されたものの、その内容に関しては明確ではない点が多く残っています。もともと、4月6日には保健省が本保健省令に定められた必要不可欠な業務の内容を一部明確化する等、その状況は流動的であることから、メキシコに進出している日系企業も、これらの情報を引き続き注視することが必要となります。さらに、メキシコは連邦制を採用していることから、米国と同様に、連邦政府による対応に加えて、各州その他の地方自治体による政策も併せて確認する必要がある点にも留意が必要となります。



うめだ まさる
梅田 賢

西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 弁護士

m_umeda@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2016年ニューヨーク州弁護士登録。2015-2016年 Debevoise & Plimpton LLP(ニューヨーク)、2016-2018年メキシコの法律事務所である Basham, Ringe y Correa, S.C.(メキシコシティ・ケレタロ)出向。国内外のM&A、一般企業法務、株主総会対応、商事紛争等の業務に従事すると共に、メキシコを中心とした中南米各国における日本企業の法務案件を担当。2019年2月よりニューヨーク事務所所属。

当事務所では、中南米の法律事務所に駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティスグループのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えており、これらのメンバーを中心に、中南米において事業展開する日本企業の皆様にリーガルサービスの提供を行っております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、中南米地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。当法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネス・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

© Nishimura & Asahi 2020